

流山木地区 まちづくりだより

日頃より本地区の土地区画整理事業に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。
事業も終盤となりましたので、今後は権利者の皆様には様々な通知文を送付いたします。
そこで、今回は事業の最近の状況や今後の流れ等についてお知らせします。

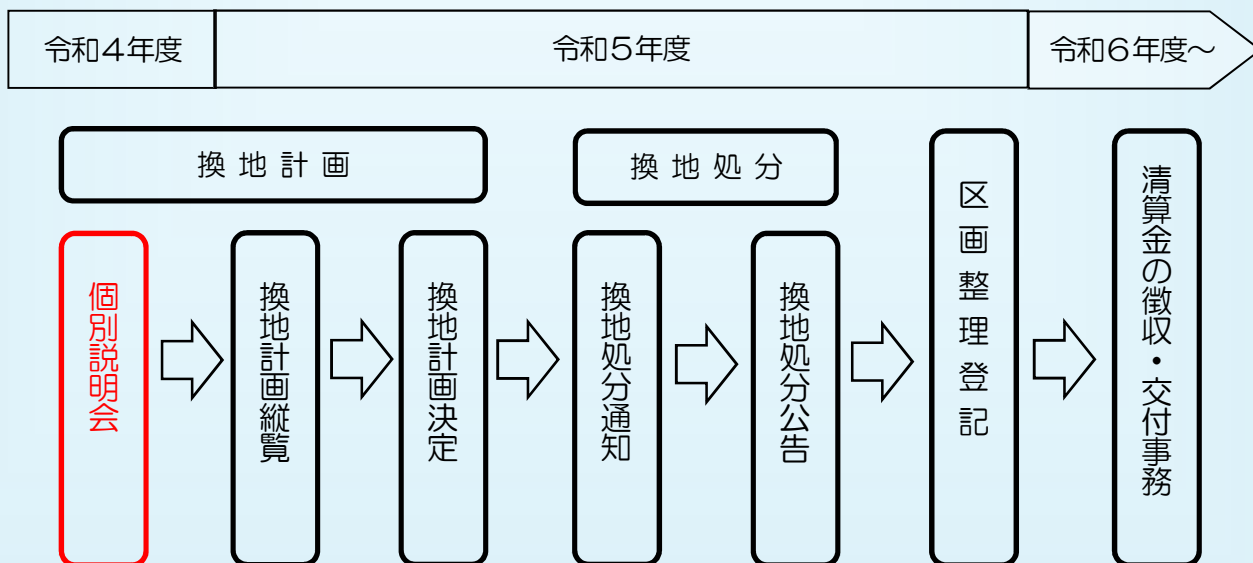
事業計画変更

第6回事業計画変更に係る説明会を昨年9月に行い、事業計画変更の縦覧を10月11日まで行いました。このことについては令和5年1月24日の千葉県報に公告されました。

主な変更内容は以下のとおりです。

- ① 事業施行期間の延伸：換地処分後の清算事務手続きに要する期間として、令和11年度まで延伸。
- ② 出来形等による地積変更：現地の出来形確認測量結果を踏まえて、宅地等の面積を変更。
- ③ 資金計画の変更：これまでの実績と事業施行期間の延伸に伴うものであり、総事業費は変更なし。

今後の流れ



個別説明会について

各権利者様の清算金額や新地番等についてのお知らせを令和5年2月下旬頃に簡易書留にて送付させていただきます。これは、換地処分通知の送付に先立ち、事前に内容をお示しするものです。同封します説明資料と合わせてご確認ください、より詳しい説明をご希望の方につきましては、電話にて日時を予約後に来所していただければ、個別に説明させていただきます。この個別説明会は令和5年3月中旬頃を予定しております。

<換地計画とは>

換地処分の基礎となる事項を定めるもので、主な内容は次のとおりです。

- 換地明細書（従前の土地と換地の明細書）
- 清算金明細書（各筆各権利者別に表示した明細書）
- 換地図（換地の所在図）

<換地処分とは>

区画整理前の土地（従前の土地）に関する権利を換地（施行後の土地）に移行し、清算金に関する権利義務等を確定させるための行政処分です。換地処分は、関係権利者の皆様に「換地計画」において定められた関係事項を通知して行われます。この通知が関係権利者の皆様に到達いたしますと、換地処分の公告が行われます。換地の全ての内容は公告の翌日に確定し、新町名・地番が適用されます。

<清算金とは>

土地区画整理事業では、換地を定める際にある程度の不均衡が生じてしまいます。この不均衡を是正するために、算定した地積より多く換地が割り当てられた方から徴収し、少なく換地が割り当てられた方に交付する金銭のことを「清算金」といいます。したがって「清算金」は、徴収の総額と交付の総額が同額となるように定められております。

区画整理事務所からのお願い

大切な書類をお届けすることが多くなりますので、「住所変更」や売買等による「権利変動」が生じた場合は、速やかにお届けくださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

個別の土地に関する第三者からの問い合わせについては、権利者からの委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山一丁目13番地

（換地等に関すること）木地区換地課 ☎04-7150-4501
（補償等に関すること）管理移転課（木地区担当） ☎04-7150-4507
（工事等に関すること）木地区工務課 ☎04-7150-4503

E-mail nagareku06@mz.pref.chiba.lg.jp

HP <http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>